

# 明治前期の仏堂に関する一考察

— 東国東郡を中心として —

櫻井成昭

はじめに

明治一二(一八七九)年六月に出された内務省達乙第三十一号は、「神社寺院及境外遙拝所等明細書」の作成を命じるものであった。小稿は、この法令に基づく明細牒<sup>(1)</sup>の作成とそれにかかる「社寺実地検査」(以下、「社寺検査」と略する)を取り上げ、行政による仏堂の統廃合の政策とそれに対する地域の対応<sup>(2)</sup>を具体的に紹介・検討することを目的とする。周知のように、神仏分離・廃仏毀釈と呼ばれる明治政府による宗教政策をめぐっては、様々な面からの研究が蓄積されてきている<sup>(3)</sup>。ここであえて仏堂という、従来の研究では取り上げられることが少ない、いわば周縁にある対象を取り上げたのは次の理由に拠る。

現在、各地に仏堂が所在し、なかには古代末や中世の仏像を安置するものもあるし、いまでも仏堂では祭りが行われ、人々が守り続けているものは決して少なくない。このような仏堂をめぐる現況は、いかなる歴史に拠るのかという関心に基づき、過去を見た時、既存の神仏への信仰を否定した明治時代がまず注目された。そしてこの明治期に仏堂はどのような軌跡をたどったのかを追及することは、さらに過去へと遡及して仏堂の歴史を見る上でも看過できないものであり、同時にこれは仏堂が所在する地域の信仰史を明らかにする上でも重要な課題と見られたのである。

ところで、本論に入る前に確認しておきたい点がある。一つは、大分県立歴史博物館による国東半島荘園村落遺跡詳細分布

調査において、現在の大字(基本的に近世の行政村を継承する)にはいくつかの集落が所在し、こうした地縁結合たる集落にはそれを象徴するような仏堂が祀られていることが確認されていることである。そして、二点目としては、ムラという表記についてである。これは人々が居住する集落を指し、近世の行政村はいくつかのムラから成り、ムラは人々の日常生活の基本単位となるものである。以下でも、「ムラ」と「村」の表記は、このような違いを表現するものである。そして三点目としては、仏堂という言葉についてである。既に仏堂なる言葉を使用してきたが、各地に所在する堂については、中世史の分野では浅香山木氏は「惣」成立以前の堂を草堂、「惣」の結合の核になった段階の草堂を村堂と規定されているし、藤木久志氏も村人が寄り合い建てたものを惣堂とし、個人持ちの自堂と峻別されている。小稿では明治期の行政資料を中心とすることもあり、これらの資料に見られる「仏堂」という概念を使用することにした。なお、ここでは大分県公文書館に所蔵されている明治期の大分県行政資料を主たる題材としたが、これは行政資料には権力側の動向とともに、地域の動向も一定程度表現されていると見なされるからである。また、取り上げる地域は東国東郡を中心としたが、特に社寺検査については多様な行政資料が残されており、この検査の具体的状況を他郡に比べてより豊かに知ることが可能であることに拠る。それゆえ、以下で述べる論はこれらの二つのいわば「限界」を有する一個のモノグラフにすぎないことをあらかじめ御了承願いたい。

## 一 地域のなかの仏堂 — 明治以前の仏堂について —

明治期の行政資料に見られる仏堂は、その来歴に視点を置くと、三つのタイプに分類できる。

第一は、もともと寺院であった仏堂である。例えば、六郷山寺院の一つで、古代寺院の系譜をひくとされる智恩寺(豊後高田市)や中央仏師の作といわれる木造阿弥陀如来像や大威徳明王像を安置する真木大堂(豊後高田市)は明治期には仏堂として把握されている。また、明治二三(一八九〇)年の『境外仏堂明細牒』によると、光照庵(国東町)は「無住無檀」のため仏堂とされたことが注されている。このように、仏堂と寺院とを峻別するのは、無住と無檀という二つの要素であったことがわかる。

ちなみに、明治八（一八七五）年には、「無住無檀之寺院廃止届」<sup>9</sup>が大分県から教部省に出されており、右で仏堂とされた寺院は、このような寺院廃止の動きから地域に在する寺院を護るための方策とも捉えられるが、いずれにしても、智恩寺や真木大堂などは少なくとも明治初頭には「寺院」たる要件を欠いていたと見られ、寺から堂への転化については、地域との関わりも含めて、今後の検討の課題である。

第二は、中世以来存続してきた仏堂である。例えば、早田観音堂（香々地町）は「わたのミたう」として中世史料に見られるものである。これら中世史料に明確に見られるもの以外にも、中世の仏堂などを安置する仏堂は多い。藤木氏が自立した村の象徴と位置付けられた惣堂、浅香氏がその在所を単位とするだけでなく、その宗教活動はかなり幅広い地域的なつながりを有していたとされた地方の草堂―村堂は基本的にこのタイプに属する。

そして、第三は安置される仏像などの諸資料からは、その淵源を求めて過去を遡及した時、近世で遡及が留まらざるを得ない仏堂である。実際には、これが多数を占める。ただし、このような仏堂のうち、由緒が諸資料に明確に記されているものについては、その建立は基本的に個人とされている。吉広村（武蔵町）の松迫地藏堂は享保八（一七二二）年に松崎氏が堂宇を建立し、以後「松迫中」で祀ってきたという<sup>11</sup>。この堂宇建立が、由緒のとおり松崎氏個人に拠るものかは明らかでないが、松迫というムラの仏堂の建立者として名を残していることは、松崎氏がムラの有力な者であったことを窺わせる。なお、近世の在地に視点を据えた時、支配の末端に位置する庄屋という存在のみを取り出し、他の住人と峻別してその役割などを語られることが多い。確かに、そのような面も有するであろうが、庄屋もまたムラの成員であることはいうまでもない。国東郡長小野村（香々地町）の庄屋であった余瀬家の日記を見ると、庄屋余瀬家もムラの「念仏講」の構成員であり、座元をつとめている様子が記されている<sup>12</sup>。あるいは、三畑村（真玉町）の庄屋土谷家には、庄屋役相統の折に「村中」の承諾を得た史料も残されている<sup>13</sup>。このような点から、近世の在地社会の姿は庄屋もムラの成員であり、ムラから規制を受ける存在という視点から改めて語られるべきであろう。

ところで、既に仏堂については多くの研究<sup>(15)</sup>があり、明治以前の仏堂に関しては、特に村人が寄り合つて建てた仏堂は、藤木氏もまとめられたように「若者たちの溜り場であり、祭りや祈禱の時は村人たちのよりどころとなり、事あるときには村人たちの結集の場ともなっていた」<sup>(15)</sup>ことが明らかにされてきている。特に、中世社会では寺院が領主として存在し、国東半島でも六郷山寺院である長岩屋(豊後高田市)が、「山内」(その所在する谷全体を示す)に居住する者はすべて「住僧」であるとし、住人を寺に属する者と位置付けている。<sup>(16)</sup>このような点からも、大多数の支配の対象となる人々にとっては、寺院よりもむしろ在地の仏堂が日常における信仰の場であったと捉えられる。いわば、仏堂―以下の行論では、上で見た第二・第三のタイプをひとまず念頭に置くことにしたい―はその所在する地の信仰と日常生活の拠点たりうるもので、地域において仏堂が有する意味は大きいものがある。なお、仏堂については、所有主体からムラ持ちであるか個人持ちであるかにも分類できる。国東郡糸永村(安岐町)の庄屋をつとめた矢野家の日記(矢野家文書 安岐町桂徳寺蔵)にも、「辻ノ堂」への参詣の記事が頻繁に登場する。ちなみに、この「辻ノ堂」は年未詳の『寺院明細牒書載無之仏堂』に掲載された糸永村辻ノ前にある地藏堂にあたり、ここでは所有者は矢野氏とされている。かかる点からすると、個人持ちの仏堂である可能性も高い。以上のことから、ムラ持ちか個人持ちか、あるいはいかなる来歴を有するにしても、明治以前の仏堂は地域の人々の日常生活における「拠点」であったことが窺える。

## 二 明治政府の宗教行政と仏堂

### (一) 「神祠仏堂」の整理統合について

さて、安丸良夫氏によると、明治政府の宗教行政においては、神話的にも歴史的にも皇統と国家の功臣とを神として祀り、その下に村々の産土神をおき、それ以外の多様な神仏との間に国家の意思で絶対的な分割線をひくことを目指したものであった<sup>(17)</sup>という。そこでは、当然幕藩制社会で見られた多様な神仏への信仰が否定され、そうした多様な信仰の場も整理統合が図ら

れたのであった。こうした明治政府の宗教行政の軌跡を詳細に検討することは小稿の目的でないが、ここで注目したいのは、信仰の場の統制をめぐる動きである。

慶応四（一八六八）年の太政官布告に始まる、いわゆる神仏分離のなかで、神社・寺院などの信仰の場の統廃合はたびたび実施されている。安国寺村（国東町）の香釈寺観音堂は「明治四年三月旧杵築藩治之際、廃堂相成候<sup>19</sup>」とあり、国東半島でも廃藩置県以前から信仰の場の整理統合が行われたことがわかる。そのなかで、後に掲げた「八史料」にもあるように、明治四（一八七一）年には「神社明細牒」、翌五年には「寺院明細牒」が作成され、地域に在する神社の把握が行われている。その後、明治八年には「無住無檀之寺院廃止」と「廃堂」が実施されたと見られ、その結果を示す「無住無檀之寺院廃止届控」と「仏堂廃堂録」が明治一七（一八八四）年の社寺検査の折に作成された『社寺検査書類 東国東郡』に現在綴じられている。

そのなかで、信仰の場の整理・統合を図る法令の文言に、仏堂がその対象として明記されたものとして、明治九（一八七六）年一二月の教部省達第三十七号が留意される。これは「神祠仏堂ノ一般社寺ニ比シ難ク且監守ナキ向処分方」として、「山野路傍ニ散在セル神祠仏堂（祠ハ山神祠塞神祠ノ類、仏堂ハ地藏堂辻堂ノ類）」で、「矮陋」なものあるいは「平素監守」がないものについては最寄の寺社へ合併・移転を命じたもので、これをうけて大分県でも明治一〇（一八七七）年一月に庶布第七号を出し、神祠仏堂の整理を命じている。

#### 「八史料」<sup>20</sup>

庶布第七号社寺合併云々布達

社寺合併ノ儀左ノ通可相心得此旨布達候事

社寺合併ノ儀ハ明治七年教部省ヨリ達ノ次第有之、同省ヘ伺ノ上及指令来候処、今般猶又同省ヨリ達ノ次第ニ依リ山野路傍等へ散在ノ神祠佛堂ノ類ハ勿論矮陋ニシテ一般ノ社寺ニ比シ難キ神祠佛堂並平常監守者無之分ハ總テ最寄社寺へ合併又ハ社寺境内へ移転之上、左ノ甲号雛形ニ倣ヒ来ル三月三十一日限り可届出候尤モ人民信仰ヲ以其儘据置度向ハ神官僧侶受持相定永續ノ方法相立乙号雛形ニ倣ヒ可願出事

- 一 右神祠仏堂ノ内、神社寺院明細帳 神社明細帳ハ明治四辛未年旧藩ノ節書上相成居ル分寺院明細帳ハ明治五年壬申取調同六年教部省ヘ進達ノ分ニ記載ノ分ハ教部省ヘ伺ノ上可及指令候條兼テ相違置候、雛形ニ倣ヒ二月中合併願書差出シ許可ノ上着手可致候事
- 一 神社仏堂ノ義ハ是迄数度取調候事ニ付遺漏者決テ無之管ニ候得共、若シ処分済ノ後ニ到リ書出外ノ神祠佛堂等有之候而者不都合ニ付、石祠石佛ニ至迄遺漏無之様精々注意是迄書出洩ノ分ハ其旨記載用務所ニテ取纏メ一冊ニナシ可差出事
- 一 従来人民私邸内等ニ自祭並邸外ト雖モ建物等一已私有ニ属スル神祠仏堂ヘ衆庶参拝為致候向モ有之、自然一般社寺同様ノ姿ニ相成不都合ノ段、今般教部省ヨリ達ノ次第有之ニ付、自今総テ参拝差停候、尤モ邸内ト雖モ建物等人民共有ニシテ尚参拜致度向ハ永統ノ方法並神官僧侶ノ受持等夫々詳記丙号雛形ニ倣ヒ二月中旬可願出事

特に三つの条項に関しては、第一項から順に「甲号雛形(神祠仏堂合併届)」、「乙号雛形(神祠仏堂据置願)」、「丙号雛形(自祭之神祠仏堂衆庶参拝願)」の書式が後に付けられている。なお、これら一連の法令の文言からは、まず前に引用した安丸氏の指摘された明治政府の宗教政策の基調を改めて知ることができる。すなわち、衆庶が参拝する場が多様に所在することを否定しており、人々が参拝し礼拝の対象とすべきは政府が体系化した神社であり神であるという思想が背後にあるのだろう。また、各地に点在する神祠仏堂は「一般社寺」よりも低い位置にあるものと見なしていることも確認できる。地域の人々の意識とは別に、行政面において「一般社寺」―「神祠仏堂」という格付けがなされたのである。一方で、第三項で述べられている「従来人民私邸内等ニ自祭並邸外ト雖モ建物等一已私有ニ属スル神祠仏堂ヘ衆庶参拝」する状況は、個人持ちの仏堂が決して少なくなかったことを物語っているよう。

## (二) 「仏堂明細牒」の作成

さて、大分県庶布第七号が出された明治一〇(一八七七)年一月は、一日に教部省が廃され、内務省が宗教行政を引き継い

だ時期であった。宮地正人氏が明らかにされているように、明治政府の宗教行政は直線的にいわゆる国家神道が確立したわけではなかった。<sup>(2)</sup> そのなかで、冒頭で述べた明治一二年の明細牒作成は、従来課題とされた寺院「共有論」と宗派の公法的地位を解決するためのの内務省による寺社の法的性格―寺院・仏堂・神社・神祠は「公許共有」された存在―を規定する動きの環とされる。大分県でも、以下のように明治一二(一八七九)年一月五日付で明細牒の作成を命じている。

△史料2V<sup>(2)</sup>

庶達第八拾弔号 神祠仏堂取調ノ件達

神祠仏堂之義ハ是迄数度取調候事ニ付、今日ニ至リ決テ脱誤等無之筈ニ候得共、今般内務省ヨリ達シ次第モ有之候条、別紙書式ニ照準更ニ精密取調且境外遙拜所・招魂社・祖霊社明細帳ヲモ調製、本年十二月ノ現況ヲ以テ取調可差出、此旨相達候事

別紙之ヲ略ス

明細牒作成を指示した内務省達は、さらに「明細帳取調方心得」として「神社寺院境外遙拜所招魂社祖霊社」の五種にわけた明細牒の作成を指示しているにもかかわらず、△史料2Vでは文言が神祠仏堂に特化されていることは注目される。その理由は不詳というほかないが、教部省達をうけた△史料1Vも「社寺合併云々布達」とされているように、かかる文言の相違は当時の大分県庁の認識が介在した結果とも見られ、県においては神祠仏堂の調査を主眼と見なしたことも想定される。いずれにせよ、この庶達第八十一号をうけて県内では郡単位による明細牒の作成が開始された。『神社編纂 明治十三年一月〜五月』をもとに、その経過を見ると明治一三(一八八〇)年一月一九日の宇佐郡役所からの「明細牒延期願」をはじめとする作成延期の願書もある。これらによると、明細帳の作成は県↓郡↓各町村↓各寺社等へと通達され、寺社等からの指出をもとに各町村、そして郡が調製したと見られる。結果、明治一四年初めには完成していたと見られ、同年三月三十一日付で明細牒浄書のため

に、写生字一〇人を二五日間雇用する伺が出されている。そして、『神社編纂 明治十四年七月〜十二月』には次のような記録がある。

△史料3V

各郡役所へ達按回議

社寺明細牒ノ儀ハ県郷村社区別牒及境内外区別牒ヲ根拠トシ調査候ニ就テハ、各郡ヨリ進達ノ内彼是異動ヲ生シ候間左按之通り御達相成度、此段相伺候也

庶社第百九十七号

郡役所

今般社寺明細牒調査整頓主省へ進達済ニ付、左ノ通り心得ヘシ、此旨相達候事

大分県令 西村亮吉代理

明治十四年七月二日

大分県大書記官 小原正朝

一 社寺明細牒之儀ハ県郷村社区別牒及境内外区別牒ヲ根拠トシ調査候ニ就テハ、彼是異動ヲ生シ候ニ付、別冊明細牒幾冊下ケ渡候条、郡町村役所控簿ト照較、夫々訂正ノ上返納スヘシ

但実地ト齟齬ノ廉モ候ハ、訂正方申立ヘシ

一 自今社寺ニ係ル一切ノ事件、此明細牒ヲ根拠トシ調査スヘシ

一 去ル九年及十一年度合併許可済ノ社明細書指出候得共、右ハ復旧許可ノ上ニ無之テハ猥ニ明細牒ニ指加候儀ハ不相成候ニ付、別紙明細書老綴下ケ戻シ候条、最前許可之通來ル七月三十一日マテ夫々合併シ其旨届出候様取斗ヘシ



一 別紙境内外区別牒書載有之候得共、今般明細書指出サスニ付、去ル十二年庶達第八十一号達社寺明細牒取調心得第十二項ノ通処分候条、最寄社寺へ合併シ前項同様届出候様取斗フヘシ

一 右合併祠堂検査トシテ掛官員ヲ派遣シ、若シ依然候分モ候へハ直ニ合併セシメ跡地等夫々処分致候、予メ達方取斗置クヘシ

この文書からは六月末には明細牒が内務省に進達されていたことや明治二二（一八七九）年の内務省達以前に「県郷村社区別牒」と「境内外区別牒」という台帳が作成されていたことなどがわかる。ただ、その作成時期は、現在の所明らかになし得ない。あるいは、『社寺境内外区別牒書載無之社寺』という明治一四年（一八八一）付の記録があるが、これは右で見た明細牒作成の中で作成された記録といえる。そして、内務省達乙第三十一号によって作成された明細牒は、「自今社寺ニ係ル一切ノ事件、此明細牒ヲ根拠トシ調査スヘシ」と明記されるように、ひとまず行政において各地に存在した信仰の場を把握するための基礎台帳と認識している。その冊数などは、下の表に示したとおりである。

しかし、かかる明細牒はなお実態と異動があることなども県は認識しており、既にこの段階で訂正が行われねばならない状況にあった。県は実態を明確に把握することを目指して、例えば「合併祠堂」について「検査トシテ掛官派遣」と実地に臨んでの検査実施を述べており、このような調査は熊本県などでも実施されていることが知られている。<sup>(24)</sup>この実地検査については、章を変えて見ていくことにしたい。

	寺	院	神	社	仏	堂	遙	所	祖	靈	社	招	魂	社	計
西	1		2		1		1		1						6
東	1		1		1		1								4
郡	1		1		1		1					1			5
郡	1		2		1		1		1			1			7
見	1		1		1		1								4
分	1		1		1		1								3
部	1		2		1		1								4
野	1		2		1		1								5
入	1		1		1		1	1	1						5
珠	1		1		1		1		1						4
田	1		2		1		1								5
毛	1		1		1		1								4
佐	1		3		1		1								5
西															6
東															4
速															4
大															3
北															4
南															5
大															5
直															4
玖															5
日															5
下															5
宇															6

※表中の数字は冊数

三 「社寺検査」について

(一) 「社寺検査」の開始

明治一五年(一八八二)四月、大分県は次のような通達を出した。

△史料4 V

乙第五拾号

社寺及合併跡地トシテ本月下旬ヨリ主任官員派遣セシメ候条、左之通相心得諸事不都合無之様可取計、此旨相達候事

但巡回日割及詳細ノ手續ハ出張ノ官員ヨリ通知スヘシ

明治十五年四月十二日

大分県令 西村亮吉

一 社寺及祠堂去ル明治十年一月卅一日庶布第七号布達第一項末段ノ手續ヲ遂ケタルモノニ限ル等明細帳書出洩ノ分ハ去ル明治十二年庶達第八十一号達雛形ニ準シ明細書ヲ製シ書出洩ノ事由詳細出張ノ官員ヘ可申出事

一 去ル明治十年一月卅一日庶布第七号布達第一項末段ノ手續ヲ為サス、明細書差出有之祠堂ハ更ニ該布達ノ通実施可致候事

但跡地ノ義ハ第三項ノ通可取計事

一 合併許可済ノ分別紙雛形ニ倣ヒ図面相製シ出張ノ官員ヘ可差出事

但境内外区别帳ニ記載アリテ明細牒ニ編入無之分モ本文ニ準ス、尤民有地第一種ノ分ハ図面差出ニ及ハス

一 神官住職及氏子檀徒信徒総代人ハ関係ノ社寺ヘ出頭候様可取計事

一 戸長ニ於テ社寺ニ関スル一切ノ書類予テ取纏メ置キ出張ノ官員指定ノ場所ヘ携帯可致事

この通達では、右の本文の後に跡地図面の作成例が付けられているが、こうした通達発布の事情を物語る史料が『神社編纂明治十四年一月～五月』にある。これもあわせて提示することにしよう。

△史料5V

本年中担当事務ニ於テ出張ヲ要スル事件三アリ、曰其一徴兵罷名稱調、其二徴兵下検査、其三社寺実地検査是ナリ、徴兵罷名稱調ハ徴兵調尤欠ク可カラサル事務ニシテ、六軍管一般ノ議定ニ付、敢テ調査ヲ省クヲ得ス、此ノ日数凡ソ七拾日間ヲ費スヘシ、徴兵下検査ハ成規ノ通ニテ此ノ日数五拾日、社寺検査ハ明細牒書上洩レ、及最前合併未完并社格昇等々就テ種々苦情アリ、実地検査ノ上ナラスハ完全ニ至ラス、速力ニ処弁結了ヲ要ス、其調査日数一郡凡廿日ト見込式百四拾日ヲ費ス、合計日数三百六十日ヲ費ヤササレハ三件ノ事務結了ニ至ラス、然ルニ罷名稱調ハ下検査前調査スルヲ便宜トス、又下検査ハ十月十五日ヨリ始ムル成規ニ付伸縮スルヲ得ス、仍テ早速社寺検査ニ着手セサレハ来十六年ニ越ユルモ容易完結ニ難至ニ付、先ハ社寺実地検査ノ儀、至急着手可至哉、此段相伺候也

これは明治一五年四月五日成案とされ、庶務課の井川篤英が起案したものである。井川によると、「社寺検査ハ明細牒書上洩レ、及最前合併未完并社格昇等々就テ種々苦情アリ、実地検査ノ上ナラスハ完全ニ至ラス」とあり、明細牒を作成したものの、なおこれにはなお種々の異動があり、実地検査の必要性を県が認めていたことを示している。

さて、右に見た大分県乙第五〇号によって、社寺検査が開始されたが、一連の社寺検査の書類を見ていくと、一五年中に検査を行い得たのは、大野・直入両郡のみであった。この段階で、既に△史料5Vで井川が述べたような「来十六年ニ越ユルモ容易完結ニ難至」という状況を生み出しつつあった。そして、翌一六年は大分郡の検査が行われ、一月一八日には終了したと見られる。一つの郡の調査について、「一郡凡廿日」とする井川の見込とは余りにもかけ離れた日数が費やされたことが伺える。このような検査の進捗状況に関しては、次の史料が注目される。

△史料 6 V

社寺検査出張中御用取扱方之儀ニ付伺

今般大分郡社寺検査ヲ被命候処、従前大野・直入両郡実地検査ノ実歴ニ抛リ□考候トキハ明細牒ニ夥多ノ異動ヲ相生シ候ニ付、別紙甲号符之事件ハ両号雛形ニ依リ夫々書面ヲ徴シ帰庁之上同時ニ御決裁相伺申度、乙号符之事件ニ係ル異動ハ願届書等ヲ徴スベキ程ノモノニ無之様被存候間、実地ニ就キ其都度互ニ訂正相加ヘ帰庁之上同時ニ上申候様、此段相伺候也

社寺合併済跡地検査之儀ハ勸業課ノ主管ニ属シ、同課員ニ於テ精査候義ニ付、社寺検査ノ節併テ取調候儀ハ此度□相廃シ度、此段相伺候也

一 社寺仏堂据置願

一 合併願

一 明細書訂正願 是レハ祭神ノ増減或ハ明細書中建物又ハ由緒遺漏等種々ノ異動ヲ生セシモノ

一 神社仏堂自祭願 是レハ矮陋ニシテ一般ノ神社仏堂ニ比シ難ク合併スヘキモノナルモ、住古一己ノ創立ニ係ルモノニ限ル

一 移転願

一 石祠石仏取除請書

一 石祠石仏取除届

一 鎮座地ノ字違

一 境内坪数違

一 建物間数違

一 明細書中由緒僅ニ一句一語違ニシテ大趣意ニ異動ヲ生セサルモノ

一 祭神ノ文字違

これは、『社寺検査書類 速見郡』の簿冊に挿入されたものである。起案者なども記されていないが、これによると大野・直入両郡の検査では「明細牒ニ夥多ノ異動ヲ相生シ候ニ付」とあり、明細牒の内容と実態とが乖離していたことがわかる。その「異動」の具体的内容は、本文後に一覧されている内容であり、これらは途中に一行空白があることから、前半が本文でいう「甲号」、後半が「乙号」に相当するのであろう。そして、ここで一覧されたような多様な内容の「異動」と、それに伴う願出の認可や訂正などの手続のために、検査の実施には日数が費やされたのである。

さて、一六年以後、検査はどのように実施されたのであろうか。結局、一六年は大分郡の検査の後、一月二三日～二月三〇日に速見郡で検査が行われた。翌一七年は東西国東郡・下毛郡・北海道郡・日田郡・玖珠郡が終了したものと目される。北海道郡については史料が残されておらず、現在の所詳細は不明である。その後、明治一八年は検査がなく、一九年になって宇佐郡の検査が二月一日～四月三日に実施されている。<sup>(28)</sup>

以上、明治一五(一八八二)年に始まる社寺検査の概要を記してきたが、より具体的な検査の様子とこれに伴う地域の対応について、東国東郡での検査状況を取り上げて見ていくことにしよう。

(二) 東国東郡での「社寺実地検査」

東国東郡での社寺検査の状況については、基本的に『社寺検査書類 東国東郡』に関連資料がまとめられている。これをもとにその経過を見ていくと、当初検査の実施は明治一六年二月上旬からとされたが、実際に検査に着手したのは三月三〇日

あった。鶴川・田深・安国寺村(国東町)から始まり、一日で最大三ヶ村を巡回するもので、五月三日の姫島で検査は終了して  
いる。この検査には県からは一宮見直らが出張し、郡役所からも主任書記の同行が求められた。

三月三〇日からの検査では、戸長らに対して検査日前日の夜に検査官の宿所への出頭が通達されたが、検査早々の三一日、  
翌日検査予定である綱井村・重藤村(国東町)の戸長は出頭せず、県は村境まで出頭することを検査当日に通達している。ただ、  
これは出頭を伝える書簡が戸長の手元に届いていなかったとされ、県はその調査を命じている。顛末は書類上定かでないが、  
このような不出頭は綱井・重藤村戸長だけでなく、その後も度々発生している。そのなかで、大内村(杵築市)は四月一五日に  
検査が実施されたが、検査に戸長が立ち会わず、「御出張官巡回ノ処、前日御先触アリシモ小吏俄折節不在」の理由として、  
戸長は後の進達書において、村内の事故の検分に出張したが、「腹痛ニシテ同所」で逗留し、夜になって帰村したためとして  
いる。さらに、「御引受方不仕合ヲ生シ不注意之段、奉恐縮候」と述べているが、このような状況をふまえた時、検査は決し  
て順調に実施されたわけではないことが窺えよう。また、検査の結果、後で述べるように明細牒に書き洩れた祠堂が所在する  
ことなどが判明し、検査中の段階から各村の戸長には書類の提出が求められた。しかし、この書類提出も順調であったわけで  
はなく、たびたび県は村々に書類提出を督促している。次の史料は、このような状況の中で鶴川村(国東町)の戸長が書類提出  
の猶子を検査官一宮見直を伝えたものである。

△史料7 <sup>(27)</sup> V

当村社寺御検査之処、書類不完全之廉有之趣キヲ以テ、貴官御巡回先へ出頭ヲ致旨御達之義致承候、然ル処不快ニ而歩行困難  
仕候条御猶子被下度、此旨御奉申達候也

ここに見られる「不快ニ而歩行困難」という言葉は、書類提出猶子の公的な理由としては決して周囲を納得させ得るものと  
は言い難く、それは前の大内村戸長が「腹痛」を理由に検査に立会わなかったことにもあてはまる。彼らが述べた「不快」や

「腹痛」に関して、その真偽のほどは定かでないが、右で述べたように県がたびたび書類提出などを督促する状況もふまえると、社寺検査における様々な県からの指示に対しては、地域が容易に対応していないことが窺える。結果として、指示に従ったとしても、ここには県―郡―町村というラインによる上級行政機関の意向が貫徹しえない状況を見ることができよう。

#### 四 仏堂をめぐる地域と権力

##### (一) 廃止されなかった仏堂

さて、東国東郡では検査によって、例えば神社明細牒に書き載せられていない社が一三七社も所在すること、既に廃止や合併を通過されているにもかかわらず、いまだ存在する祠堂も数多くあることが判明した。<sup>(28)</sup> あるいは、寺院明細牒や神社明細牒にも多くの訂正が生まれた。特に前二者のような状況は、従前の信仰の場の整理統合では、実地での検査が充分になされていないことが窺える。そして、このような状況をうけて、県は仏堂の据置願などの提出あるいは仏堂の取除を各村に対して指示している。そして、現在判明するだけで二一の仏堂に対する据置願<sup>(29)</sup>、一五の仏堂に関する自祭願、四つの仏堂についての復旧願が出されている。このうち、願出が認められたことを史料上確認できるのは、据置願では一八の仏堂と自祭願のすべてである。

そこで、以下では仏堂据置願および仏堂自祭願なる史料<sup>(30)</sup>について具体的に見ることにしよう。なお、いずれにも総代らの署判および戸長役場と郡役所の署判が付けられているが、ここでは紙幅の都合で省略し、本文のみを掲載した。

##### △史料 8 V

##### 仏堂据置願

東国東郡糸原村

字無田安置

一 毘沙門堂

本尊 毘沙門天

由緒 創立年月日不詳、旧杵築城主ノ信仰ニ依リ地所ヲ附置カレタリ、字宝蔵寺ノ山林是ナリ

仏堂 竪二間

横二間

敷地 拾五坪 民有地第二種 堂附

受持僧侶 同村善長寺住職 吉田遊譽

信徒 八拾人

右者衆庶信仰ノ尊像仏ニシテ古来ヨリ維時法相立居候間、從前之通据置申度、依テ永統方法書類相添、此段奉願候也

明治十七年四月四日

△史料9▽

仏堂自祭願

東国東郡下原村

鳥羽 金平

字光守安置

一 観音堂

本尊 馬頭観音

由緒 不詳



右仏堂明治八年本村普門寺へ合併奉願置候処、取除儀無□儀遷延相願ノ段奉恐縮候、此節社寺御検査処御説諭ニ依リ遂ニ取除ケ可申答ニ候得共、元来私祖先鳥羽三郎兵衛ヨリ教化信仰致来候条、私宅へ引取衆庶ノ参詣ヲ止メ自祭信仰致度奉存候間、出格之御仁恵ヲ以願意御許可被加下候ハ□合ニ奉存候、此段奉上願候、以上

明治十七年五月十五日

このうち、仏堂自祭願については、ハ史料ⅠⅤの大分県庶布第七号の第三項で取り上げられている「自祭之仏堂衆庶参拝願」とは異なり、仏堂への衆庶参拝を停止させ、個人が「自祭」する仏堂として、私有のままでも据え置きたいという論理に基づいている。つまり、ここでは仏堂は「公許共有」という原則を放棄しつつ据え置くことを目指したのである。また、据置願をめぐっては、吉松村(安岐町)の尾崎地藏堂などは、据置願の提出を行い、認可されたことで明細牒に記載されているが、同じように据置願を提出しても、糸原村(武蔵町)の湊地藏堂などは明治二三(一八九〇)年の『境外仏堂明細牒』にはじめて記載されたものもある。この違いが何故に生じたのかは詳らかでないが、据置願の提出という動きが公的に仏堂をまもる途であったことがわかる。なお、その背後には多様な動きも存在したと見られるが現在の所は明らかにできない<sup>(31)</sup>。

ところで、『社寺検査書類 東国東郡』に収載された明治八(一八七五)年付の「無住無檀之寺院廃止届控」や「仏堂廃堂録」、社寺検査後に提出された据置願、自祭願あるいは廃止されたはずの仏堂が存在することをうけて出された取除届などの諸資料をもとに、明治時代以前の東国東郡各地に所在した仏堂を復原してみると、三〇六もの仏堂が所在したことがわかる<sup>(32)</sup>。このうち、明細牒には三五ヶ所の仏堂が掲載されるのみであり、末尾に掲げた別表は明治一二(一八七九)年の内務省達によって作成された『豊後国境外仏堂明細牒』<sup>(33)</sup>と明治二三(一八九〇)年付の『境外仏堂明細牒』に記載された仏堂の一覧である。一方、社

寺検査後に出された取除届などに記載された仏堂は一八二ヶ所を数えており、明細牒に記載された仏堂の数も併せ見た時、仏堂に対する県の施策が厳しいものであったことは事実であろう。

ただここで注目されるのは、廃止したはずの仏堂が一八二ヶ所も存続していた状況である。このことは明治以前の地域のなかでの仏堂の位置付けをもふまえた時、なお住人の生活にとって仏堂が深く関わるものであり、それゆえに行政による廃止合併の通達をすべての村が直ちに受け入れたわけではないことを示している。それは従前の政策についても同様であったし、問題とされたのは仏堂のみでないことももちろんである。例えば、明治九(一八七六)年の神社合併指令に対して、西国東郡の真中・平野・相原・池部・嶺崎・上野の六ヶ村では、信徒たちが「旧習ノ情状申之、何分合併ノ義難被行」という状況にあったともいう。<sup>(34)</sup>このような状況からは、日常における信仰の場の喪失という危機感が地域の住人に存在したことも窺えるし、行政からの通達にもかかわらず仏堂を存続させ、前述したように社寺検査の際にも容易に県の指示に対応しない地域の動きは、体制の枠組を破壊するという形ではないにしても、権力への「抵抗」とも呼ぶべきものと改めて位置付けられよう。

## (二) 「社寺検査」その後

一方で、社寺検査後の地域の対応をめぐっては、例えば据置願を見ても、これを提出している村が限られているのも事実である(別表参照)。吉広村(武蔵町)などは九つの仏堂について据置願を出している。そこには護摩堂が含まれていることや九つという数を見た時、おそらくは当時の吉広村に在したムラ持ちの仏堂のほとんどについて据置願を出したのであろう。なお、この据置願自体は入史料ⅠⅤなどにもあるように、権力側が規定した書式であり、その提出によって仏堂の据置も権力が認めただのである。つまり、据置願の提出は体制の枠組において、仏堂据置という既存のムラの在り方を守るために、地域がなし得る最大限の動きであったといえる。また、自祭願にしても衆庶参拝の停止を述べているものの、その実態は定かでなく、個人持ちの仏堂とされたものについてであるが、これも据置願と同様に既存仏堂を守る動きと目される。<sup>(35)</sup>

しかし、大多数の村は、仏堂を取り除くという方策を採用したわけであり、これらの村と据置願の提出を展開した吉広村などとの相違が何に拠るのかは明らかにし得ない。ただ、この相違が一つには各村の戸長の性格とそれを取り巻く状況の相違に拠るであろうことが指摘できる。明治前半の戸長は近世の庄屋役をつとめた家がそのまま任じられた場合も多く、近世の庄屋がムラの成員であり、ムラからの規制も受ける存在たり得たことから、戸長もまた同様の立場にあったことが想定される。<sup>(37)</sup>塩屋村(安岐町)では社寺検査の折に同村所在の真乗院の廃止を県から通達されたが、塩屋村戸長は「信徒ノモノ江及説諭候処、御令協議中ニ付、追々何分ノ義上願可仕候条、此段御届置候」と返答している。<sup>(38)</sup>このような状況や前で触れた鶴川村戸長などの言葉は、当時の戸長が決して地域を支配する権力として所在したわけではなく、地域からも規制され得る存在であったことを示しており、仏堂の存続なども一つにはこうした地域社会の状況に基づいたものといえよう。もちろん、このような状況を直ちに一般化できるわけではないが、東国東郡のほぼ全域で廃止合併指示の後も仏堂が存続してきたことはやはり留意されるべき状況であろう。そして、明治政府による宗教政策は、右で見たような仏堂をめぐる地域の動きにも示されるとおり、直ちに地域において受容されたわけではなく、その貫徹には多くの時間を必要としたことが窺える。

以上のように、東国東郡をはじめ各郡における社寺検査は明細牒が地域の実態を反映したものでないことを県に示す結果となった。そして、検査に伴う書類の提出や手続、訂正などの一連の事務量は膨大であったことが窺え、東国東郡の検査があった明治一七(一八八四)年の翌年は検査が実施されず、明治一九(一八八六)年になって宇佐郡の検査が実施されたのであった。ただ、明治一七(一八八四)年は東国東郡とともに多くの郡に検査の手が入っており、A史料6Vでの提言は一定程度生かされたと見られる。

さて、各郡での社寺検査によって、多くの「異動」が生じた結果、大分県は明治一四(一八八一)年に内務省に進達したとき各種明細牒の差し替えを行うことになった。既に、明治一七(一八八四)年九月には内務省社寺局にあてて、「此度官吏派遣実地調査為致候処、殊ノ外異動有之候、依之便ニ大分郡外三郡神社寺院明細牒都合拾式冊調製」して進達すること、残りの

郡と境外仏堂明細牒・祖霊社明細牒・遙拝所明細牒は現在調製中であるため完成次第進達することを伝えて<sup>(39)</sup>いる。その後の明細牒の差し替えの推移は詳らかでないが、明治一九(一八八六)年になって、『豊後国境外仏堂明細牒』二冊・『豊前国境外仏堂明細牒』一冊・『豊後国境外遙拝所明細牒』一冊・『豊前国境外遙拝所明細牒』一冊・『豊後国祖霊社明細牒』一冊・『豊前国祖霊社明細牒』一冊そして『豊前国宇佐郡神社明細牒』三冊と『豊前国宇佐郡寺院明細牒』一冊の計一冊が進達されている。ちなみに、仏堂についてはこの段階で進達されたと見られる二冊の境外仏堂明細牒が、公文書館に所蔵されている。確かに、社寺検査は多くの時間を費やす調査となったが、結果として県は地域の実情をより具体的に把握することになった。

ところで、社寺検査が終了し、取除届が提出された仏堂についても、例えば、明治村(安岐町)の報恩寺(安岐町)や重藤村(国東町)の十王堂などのように、現在も建物が存在するものも少なくない。そのなかで、明治二二(一八八八)年には取り除かれたとされる山浦村の密乗院(安岐町)が所在しているとの報をうけ、県は東国東郡長に調査を命じている<sup>(40)</sup>ように、なお仏堂の取除は充分でなかったことが窺える。すると、取除届を提出したとしても、地域では仏堂をそのまま存続させる例も所在したとも想定され、取除届についてもいわば「面従腹背」的な地域の対応の在り方と見ることもできる。ただし、重藤十王堂の場合、堂を祀る十王講に伝来する文書籍の表には大正一五(一九二六)年に「為改築記念新調」という墨書があり、これは西国東郡の例であるが、取除届に記載された上香々地村(香々地町)の友広観音堂には、現在明治三六(一九〇三)年の堂宇改築の棟札<sup>(41)</sup>がある。この言葉が、取り除かれた仏堂の再建を意味するものかはなお判然としないが、取除届に記載された仏堂については、実際に建物を除いたものもあつたであろう。小稿では、これ以上にかかる問題の具体的な様相を追究することはできず、今後の課題としたいが、ここからは現在我々が目にする仏堂の建物は近代の建立になることが確認できよう。すると、従来、明治期の棟札にはさほど関心が寄せられていないが、このように明治時代の仏堂をめぐる動向をふまえた時、注目すべき資料であるだろうし、仏堂の調査においては現存する堂宇の建築年代の比定も重要な作業と見なされ、建築史からの可能な限りのアプローチも必要とならう。

## 五 仏堂をめぐる二〇世紀初頭の地域と権力 ―むすびにかえて―

さて、明治二二(一八八九)年、町村制が施行され、これに伴い内務省からは「町村分合ニ伴う社寺明細牒異動」について「今般町村制施行ニ付分合相成候分ヲ報告相成候ハ、夥多之手数相掛ル儀ニ付、今回限り町村分合摺物老部御進達相成候へハ、当省ニ於テ明細帳訂正方可取計候」と通達が出された。<sup>(42)</sup> その後の経過などは詳らかでないが、こうした町村制の施行に伴い、改めて各種明細牒が大分県でも作成されることになる。しかし、前でも触れた山浦村の密乗院(安岐町)の例のように、明治二〇年代になっても神祠仏堂の整理統合はなお完全ではなかったことが窺える。

ところで、時代はさらに降るが、日露戦争後の「戦後経営」のなかで、国民統合の強化が図られた。ここでは、国民教育の拡充によるイデオロギー的統合の強化とともに町村がこれまで以上に国家目的に対する全一的奉仕を實行するような財政と生活習俗を再編成が行われた。<sup>(43)</sup> いわゆる地方改良運動の展開である。二〇世紀初頭に展開したこのような動きの中では、例えば、各階層の町村への帰属意識・自治意識を高める意味での郷党意識の培養のために、神社合祀が実施された。<sup>(44)</sup> これは行政町村単位での住民の精神的一体化をはかるを狙いとし、明治三九(一九〇六)年に神社寺院合併に関する通達を出し、村社は一町村に一社という政策が推進された。南方熊楠が、こうした神社合祀に対して異議を唱え、抵抗したことはよく知られている。そのなかで、『神社一件 明治四十三年一月〜五月』のなかに注目すべき史料がある。長文であるが、以下に引用することしよう。

### △史料10▽

各郡長へ通牒ノ件

社寺ノ合併ニ関シテハ内務大臣ノ訓示ニ基キ爾來着々実行ヲ見ツム有之、然ルニ一方ヲ顧ミレハ許可ヲ受ケサルマヽ山野路傍等ニ建設セルモノアルハ從來往々認ムル処、之ヲ不問ニ付シ放任スルニ於テハ、公認社寺合併ヲ勧誘スルノ主旨ニ悖ルノミナ

ラス、彼は權衡ヲ失シ行政上ノ統一ヲ欠クノ嫌ナキ能ハサルニ付、左案ノ通郡長へ通牒可相成哉相伺也

庶第五三九号

社寺ノ合併ニ関シテハ、從來屬発セラレタル訓示又ハ通牒ノ旨趣ニ基キ着々其實行ヲ見ツム有之候得共、又其一方ヲ顧ミレハ許可ヲ受ケサルマム山野路傍等ニ神祠仏堂ヲ建設シ若クハ明治十二年庶達第八十一号ノ達アルニモ拘ハラズ、依然存在セルモノアルハ往々現認スル処ニ有之候、若シ之等ヲシテ放任シ不問ニ附スルニ於イテハ、公認社寺合併ヲ勧誘スルノ主旨ニ悖戾セルノミナラス、彼は權衡ヲ失シ候次第ニ付、現ニ明細帳ニ登載ナキモノハ本年十二月末日迄ニ各其管理者ヲシテ撤去セシメラレ度、尤モ明治五年以前ヨリ存在セル証左アリテ明細帳ニ脱漏ノ事実ヲ認ムルニ足ルヘキ事由アルモノハ本年六月末日迄ニ各其管理者ヲシテ出願許可ヲ受ケシメラレ度、尚右実行ニ関シテハ左ノ件ニ特ニ御差含ノ上御指置相成度、依命此段及通牒候也

内務部長

各部長

- 一 明治五年以前ヨリ存在セル証左アル神祠仏堂ト雖、特別ノ由緒ヲ有セサルモノハ他ノ社寺仏堂合併スルモノム外容易ニ許可セラレサルコト
- 二 既ニ一旦出願ノ上不許可ノ処分ヲ受ケタルモノハ再願スルモ許可セラレサルコト
- 三 郡役所ニ在テハ此際町邸役場備付ノ社寺仏堂明細帳ヲ正確ナラシタルノ処置ヲ為スコト
- 四 町村長ヲシテ此際明細帳ニ登載ナキ神祠仏堂ノ名称及所在地ヲ調査セシタルコト
- 五 神祠仏堂ノ撤去ニ関シテハ町邸長ヲシテ其駐在警察官吏ト協議シ期限内ニ撤去ノ実行ヲ期セシタルコト
- 六 前項撤去ニ関シテハ町邸長ヲ督励シ実行ヲ怠タラシメサルコト

今般公認ニアラサル神祠仏堂ノ撤去ニ関シ別案ノ通各部長ニ及通牒置候、然ラハ各地駐在警察官吏ニ在テモ各町郵長ト協議ノ上実行ヲ期セシメラレ度、依命此段及通牒候也

警察部長

内務部長

この史料は、明治四三(一九一〇)年二月三日成案の安藤龍五郎の起案になるものである。ただ、これは前年一〇月に安藤は「県令発布ノ件」として起案したが、「本件ハ通牒ト為スヘキ旨長官ノ命ナリ改案」との指示から、改めて二月になって起案されたものであった。ここでは特に「許可ヲ受ケサルマヽ山野路傍等ニ神祠仏堂ヲ建設シ若クハ明治十二年庶達第八十一号ノ達アルニモ拘ハラス、依然存在セルモノアルハ往々現認スル処ニ有之候」とあり、六つの条項の内容からも基本的に神祠仏堂の整理統合が主眼とされたことが窺える。そして、このような文言は、前で推測した取除届が出された仏堂についても、書類の提出で終わったケースもあり得たことの証左ともなるし、「往々現認」というあるように県もそうした仏堂の所在を一定程度は把握していたと見られる。なおここで問題となるのは、神祠仏堂の整理統合にあたっては、警察の協力を必要とし、警察部長にも通牒を出したことであり、この通牒を当初は大分県令として発布しようとしたことである。これらのことから、県としては神祠仏堂の整理統合の徹底を志向したことを端的に示している。そして、ここで県が神祠仏堂の整理統合を改めて取り上げていることは、明治期の地域においてもなお神祠仏堂が神社とは別に地域の住人の日常に深く根ざした存在であり、そのため整理統合が容易に達成され得なかつた過去が所在したことを示しているし、その整理統合の貫徹が明治期の大分県の宗教行政にとっては大きな課題の一つとされたことも指摘できよう。ただ現在の所、右の史料の後の過程については詳細を明ら

かになし得ないが、大分県公文書館に残されている、明治四四(一九一一)年付の『寺院明細牒』などの各種明細牒は、この通牒を一つの契機として編纂されたことが窺える。

なお、いまま少し八史料10Vについて見ると、ここで実施にあたって提示された条項のうち第一項では「特別ノ由緒」がないものについては基本的に整理統合を実施すべきとし、同時に郡長に対して「町邨長ヲ督励シ実行ヲ怠タラシメサルコト」と明記したことは、県が明治一〇年代の戸長役場の在り方に示される地域支配の状況を克服し、かつ県―郡―町村という体系の構築を企図したことの現れでもあろう。すると、八史料10Vに表現されている県の姿勢は、二〇世紀初頭の地域社会が向き合うことになった権力が、仏堂の存続をいわば許容してきた明治一〇年代などの権力とは異なるものであった。実際、この時期には「部落有山野」が市町村に統一帰属させられ、入会権などのムラの権益が剝奪されることになったし、若者組が青年団として改編されていくなど、当該期の権力は近世社会の名残を伝えるムラの生活を否定もしくは変革するものとして地域に立ち現れたのであった。

以上では、仏堂に限定して明治政府による統廃合政策とそれへの地域の対応の様相を概観した。仏堂の統廃合の指令に対して、例えば地域は据置願や自祭願あるいは取除届といった書類に示される、さまざまな方策を採ったが、統廃合への正面からの明確な抵抗というものはなかった。実際、県による仏堂の統廃合および存置の許可は、明細牒に記載された仏堂の数などからも、敵しい方針であったことも窺えるが、そのなかで地域は統廃合の指令にもかかわらず実際にはムラの仏堂を存続させることもあったし、一方で据置願や自祭願の提出によって仏堂を守る手段に出たのである。そこには政策を否定するのではなく、基本的には合意した中で「抵抗」を示しているのである。前述した鶴川村戸長や塩屋村戸長の言葉も、そうした動きを現したものと見える。こうした地域の対応については、塩屋村戸長の言葉に示されるように、支配の末端に位置する明治時代前半の戸長については、地域からも規制され得る存在であったことも視点として抑えるべきであろう。取除届の提出後も、仏堂が存在した事例などは、いかなれば戸長自体も地域の中に組みこまれていたことが窺えるからである。一方で、県も地域における



仏堂の存続を「現認」したのも事実であるが、明治一五（一八八二）年に始まる社寺検査は、県がこうした地域の実態をより具体的に把握する契機となったのであった。しかし、二〇世紀初頭の地方改良運動の中では、△史料10Vにあるとおり、仏堂の存続などを「不問ニ付シ放任スルニ於テハ、公認社寺合併ヲ勧誘スルノ主旨ニ悖ルノミナラス、彼是權衡ヲ失シ行政上ノ統一ヲ欠ク」として、神祠仏堂の統廃合の徹底を志向したのであり、この時期に地域は様々な面で変貌を遂げることになったのである。

最後に、論じ残した点について、二点ほど述べておきたい。一点には、小稿では仏堂を取り上げて、信仰の場の統廃合をめぐる動きを論じたが、こうした検討はいうまでもなく明治期の大分県下の神社や神祠についても行う必要がある。なお、この問題と関連して、前でも少し述べたように地域にとって二〇世紀初頭は大きな画期と見なされ、この段階の仏堂をはじめとする寺社に関わる動きを「神社合祀政策」だけでなく、より具体的に検討することも必要であろう。そして、第二点は利用する資料の問題である。小稿では、大分県公文書館所蔵の行政資料を利用したが、より具体的な追究のためには、いわゆる戸長文書や役場所蔵の文書、ムラ共有の文書など、地域に残された史料の利用が必要となるだろう。

<別表>

現町名	村名	字名	堂名	A	B	C	D	E	F	
国見町 国東町	野田	平等寺	釈迦堂					○	○	
			大仏堂		○			○	○	
	岩戸	江来井	三司友台	照師音門	○		○		○	○
			大観音	沙門				○	○	○
	深東網	堅	秋大仲	毘沙門		○			○	○
			長昌	観音					○	○
	重藤	田吉野	別清弁長	地蔵堂	○				○	○
				末畑見	沙門		○		○	○
	武蔵町	内成手	間野	地蔵堂					○	○
				大観音	日				○	○
挾丸吉		小	平岡	講薬観護	師音摩				○	○
				阿彌陀	観音				○	○
志和		利原	無	阿彌陀	地蔵				○	○
				薬師	地蔵	○			○	○
小		城	前法	地蔵	音				○	○
				阿彌陀	観音				○	○
中成吉		久松	原向	阿彌陀	地蔵				○	○
				観音	不動	○			○	○
掛	樋	留留屋	地蔵	不動				○	○	
			愛	阿彌陀				○	○	
山西	浦本	古覚	阿彌陀	観音				○	○	
			地蔵	地蔵	○			○	○	
安岐町	山	宮	阿彌陀	観音				○	○	
			地蔵	地蔵				○	○	

※表中のアルファベットは、次の史料を示す。また、○印はその史料に名前が見えることを示す。

A：明治8年『仏堂庵合録』（『社寺検査書類 東国東郡』所収）

B：明治14年『社寺境内外区別帳書載無之社寺』

C：『寺院明細帳書載無之仏堂』

D：『仏堂据置願』（『社寺検査書類 東国東郡』所収）

E：『豊後国境外仏堂明細帳』

F：明治23年『境外仏堂明細帳 東国東郡』

※字名は、史料に見られるものをそのまま記載している。

※深江村の「仏堂」については、Aでは「弘興寺」と記されている。

- (1) 大分県作成の各種明細書は、「明細牒」と題されていることから、小稿でも史料引用以外は明細牒と表記する。
- (2) 地域の動向も視野に収めた論としては、畔上直樹「明治末・神社合祀問題における農村社会の対応形態」和歌山県日高郡農村部の事例にみる」(『日本史研究』四二三号 一九九七年)などがある。
- (3) 紙幅の都合もあり、逐一掲げることには控えたいが、例えば安丸良夫『神々の明治維新』(岩波書店 一九七九年)、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店 一九九四年)、羽賀祥二『明治維新と宗教』(筑摩書房 一九九四年)、山口輝臣『明治国家と宗教』(東京大学出版会 一九九九年)、米地 実『村落祭祀と国家統制』(御茶の水書房 一九七七年)。
- (4) 段上達雄「村落構造と信仰」(『大分県地方史』一〇七 一九八二年)。
- (5) 浅香年木「中世北陸の在地寺院と村堂」(同氏著『中世北陸の社会と信仰』法政大学出版局 一九八八年)。
- (6) 藤木久志「村の惣堂」(同氏著『村と領主の戦国世界』東京大学出版会 一九九七年)。
- (7) 以下の本文・注において、特にことわらない限り、行政資料の所蔵先は大分県公文書である。
- (8) 『境外仏堂明細牒』(明治二三年)。東国東郡でも丸小野寺(武蔵町)や平等寺(国見町)がこうした事例にあたる。
- (9) 『社寺検査書類 東国東郡』に収載されている。
- (10) 年未詳「頼祐議状」(黒田文書 『大分県史料 一〇』)。
- (11) 「仏堂据置願」(『社寺検査書類 東国東郡』所収)。
- (12) 「弘化三年 午日記」(余瀬家文書 大分県立歴史博物館蔵)。
- (13) 「乍恐奉差上願書之事」(土谷家文書)。平川 毅・櫻井「当館収蔵土谷家文書目録」(『大分県立歴史博物館研究紀要1』二〇〇〇年)の平川氏執筆「近世の土谷家」に拠る。
- (14) 例えば、歴史学の分野に限って見ても、古代史の分野では直木孝次郎「日本靈異記にみえる「堂」について」(同氏著『奈良時代史の諸

問題』 槁書房 一九六八年)があるし、中世史の分野では黒田俊雄『寺社勢力』(岩波書店 一九八〇年)や浅香氏前掲註(5)論文等多数ある。

(15) 藤木氏前掲註(6)論文。

(16) 飯沼賢司「中世の耕地と集落」(『豊後国都甲荘の調査 本編』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九三年)。

(17) 安丸氏前掲註(3)著書。

(18) 「仏堂自祭願」(『社寺検査書類 東国東郡』所収)。

(19) 『法令全書』(『宗教と国家』(日本近代思想大系 岩波書店 一九八八年)所収の宮地正人作成の「宗教関係法令一覽」に拠る)。

(20) 『縣治概略 一五』(大分県立図書館蔵)。これらの法令にいう「矮陋」なものの規準は、大分県の行政資料では明確でない。ただ、岡山県では「別段縁由モ無之祀堂一間四面以下ニシテ敷地モ狭少ナル」という規準を示している(明治一〇年三月一四日付乙第五十九号。米地氏前掲註(3)著書所収)。

(21) 宮地正人「国家神道形成過程の問題点」(『宗教と国家』日本近代思想大系 岩波書店 一九八八年)。

(22) 羽賀祥二「教導職制度と政教関係」(同氏前掲註(3)著書所収)。

(23) 『縣治概略 二五』(大分県立図書館蔵)。

(24) 安丸氏前掲註(3)著書。

(25) 『大分県報 明治十五年』。

(26) この日程については、一連の他郡の『社寺検査書類』に基づく。

(27) 前掲註(11)。

(28) 前掲註(11)。

(29) 前掲註(11)に収載された「仏堂据置願」は一八ヶ所の仏堂に関するものである。『社寺復旧願書 東国東郡』にも、麻田村(武蔵町)の西薬師堂・大条地藏堂・白岩薬師堂の据置願(いずれも明治一八年二月七日付)が収載されている。また、『社寺復旧願書 東国東郡』には東

堅来村(国東町)の畑観音堂、糸原村(武蔵町)の上殿観音堂、網井村(国東町)の大台地藏堂の「復旧願」もある。これらについては明治二三年の明細牒にも記載がなく、願い出が許可されなかったといえる。

(30) これら二つの史料は、いずれも前掲註(11)に収載。なお、仏堂据置願には「永続方法」も添付されている。

(31) 細井雄次郎「仏恩講と地藏堂―明治の廃堂令に対する岩野地区の対応―」(『信濃』五二―一、二二〇〇年)では、一度廃堂となった地藏堂の再興には、仏恩講という講の設立が大きな役割を果たしたと推測されている。例えば、仏堂の据置願の提出とその認可に閱しても、多様な地域の動きが所在したはずであり、その解明は今後の課題としたい。

(32) 行政資料という性格と史料残存の問題から、『社寺検査書類 東国東郡』にはすべての村からの書類が綴じられていない。そのため、ここに挙げた数字も明治時代以前の状況を正確に復原したものとはいいがたく、概況であることはお断りしておきたい。また、一連の資料には寺院や石仏なども含まれているが、これらも「堂」として大分県が把握したことを鑑みて、この数値の中にカウントしている。

(33) この『豊後国境外仏堂明細牒』については、後述するように社寺検査の結果、既に作成していた明細牒に「異動」が多く生じたため、差し替えられた新しい明細牒と見られる。ただ、旧明細牒との異動は明らかでない。そこで、別表でも作成年代を規準とし、ひとまず据置願の次に配置した。

(34) ちなみに、国東半島域で東西国東郡を比較した時、明細牒に記載された仏堂の数が大きく異なることも興味深い。西国東郡については、『社寺検査書類 西国東郡』を見ても、取除届(ここに見られる仏堂の数は一九六ヶ所である)が綴じられているのみで、据置願の提出などにより具体的な動向は不詳であるが、『豊後国境外仏堂明細牒』などに記載された仏堂はわずか八ヶ所に過ぎず、郡におけるこのような違いが何に拠るのかはなお不明である。

(35) 『神社編纂 明治十三年一月―五月』収載の明治一三年一月一日付の西国東郡長からの伺。

(36) ムラ持ちの仏堂を存続させていくために、個人持ちの仏堂として「自祭願」を提出する動きも想定できよう。

(37) あらゆる面において、近世における庄屋と明治期の戸長とを同一視するわけではないが、前で触れた鶴川村戸長や大内村戸長の言葉には、

近世社会の面影を見ることができると、戸長も地域から規制され得る存在であるという点では、やはり近世の庄屋との共通性を見い出すことができるのではないだろうか。

(38) 前掲註(11)。

(39) 『神社編纂 明治二十年』。

(40) 『寺院一件 明治二十年〜二十三年』。

(41) 「小社小堂資料」(『豊後国香々地荘の調査 資料編』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九八年)。

(42) 『神社一件 明治二十一年〜二十三年』。

(43) 有泉貞夫「明治国家と民衆統合」(『岩波講座 日本歴史17』岩波書店 一九七六年)

(44) 金原左門「家と村と国家のイデオロギー」(『講座 日本歴史8』東京大学出版会 一九八五年)。

(45) このことは、二〇世紀初頭の和歌山県における神社合祀を取り上げた畔上直樹氏が、神社合祀に関して「統合」に対する「抵抗」という二項対立的な枠組み設定ではなく、「合意の範囲内での抵抗」の視点を加える必要があるという指摘(前掲註(2)論文と共通する所がある)だろう。

(46) 仏堂についても、他地域での検討が重要であることはいうまでもない。また、小稿では、二〇世紀初頭に画期があることを確認したが、例えばそれ以前の動向などについては静態的な把握に留まっていることも事実である。明治政府による宗教行政の展開、すなわち国家神道の確立過程と地域の動向との「関わり」を段階的に把握していくことは今後の課題である。

(宇佐市四日市三五二二 KR二一三〇二)